

備前市告示第2号

備前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第2項第4号及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第169条の3の規定に基づき、市有財産のうち市役所本庁舎及びその敷地(以下「庁舎等」という。)の余裕部分(以下「貸付物件」という。)の貸付けについて、備前市公有財産規則(平成17年備前市規則第46号)第22条第2項のただし書の場合として飲料水等の自動販売機を設置させる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付物件の基準)

第2条 貸付物件の位置、貸付面積並びに設置することのできる自動販売機の種類及び台数の基準については、市長が別に定める。

(貸付けの相手方の選定)

第3条 市長は、一般競争入札の方法により最も高い自動販売機の設置料率(以下「設置料率」という。)を提示した者を貸付けの相手方となる候補者に選定する。

2 市長は、前項の入札の実施に当たり、あらかじめ別に定める方法により算定した最低設置料率を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、他の方法により貸付けの相手方を選定することができる。

4 前3項の規定により選定された貸付けの相手方となる候補者が貸付けを受けようとするときは、別に定める行政財産借受申請書を市長に提出しなければならない。

(貸付契約)

第4条 市長は、前条第4項に規定する行政財産借受申請書の提出があったときは、その内容を審査した上、貸付けの相手方となる自動販売機の設置事業者(以下「設置事業者」という。)を決定し、当該設置事業者との間で貸付契約を締結するものとする。

(貸付期間)

第5条 前条の契約に係る貸付期間は、5年を超えない範囲内で市長が必要と認める期間とし、貸付期間の更新は行わない。ただし、前2条に規定する手続を経て、再度設置事業者に決定したときは、この限りでない。

(貸付料)

第6条 貸付料は、自動販売機ごとの売上実績額(各商品の販売価格(消費税及び地方消費税を含む。))に販売本数を乗じて得た額の合計額)に当該自動販売機の設置料率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 設置事業者は、前項の貸付料を算出するため、この契約に係る自動販売機の売上状況をまとめた売上報告書を四半期ごとに作成し、当該四半期の末日の属する月の翌月15日までに市長に提出するものとする。

(貸付料の納付)

第7条 設置事業者は、前条の貸付料を、売上実績額の報告をした月の末日までに納付しなければならない。

(設置事業者の負担)

第8条 庁舎等の電源から自動販売機までの配線に要する経費及び自動販売機を設置することにより庁舎等の電源の改修等が必要となる場合の経費は、設置事業者の負担とする。

(現状変更等の禁止)

第9条 設置事業者は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、前条に規定する電源の配線及び改修等については、この限りでない。

- 2 設置事業者は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

(遵守事項)

第10条 設置事業者は、貸付物件の貸付けを受けるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (2) 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 使用済み容器の回収ボックスの設置及び維持管理を適切に行うこと。
- (4) 関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。
- (7) 自動販売機の設置、撤去等に伴い施設を破損等した場合は、設置事業者の責任において現状に回復すること。
- (8) 貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、設置事業者の負担により、速やかに原状に回復して返還すること。ただし、市長が承諾したときは、現状のままで返還することができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に条例に基づき行政財産の目的外使用の許可を受けている自動販売機の設置に係る取扱いについては、当該許可に係る期間の満了の日までの間、なお従前の例による。